

## 「抵抗の精神」＝「独立の精神」

(1) 『学問のすゝめ』 7編 (明治7年3月出版) の一節での発言。

政府が人民の意に反して暴政を行った場合に人民が取る態度には、

1. 政府の暴政にも拘らず節を屈して政府に従う。
2. 徒党を組み武力を以って政府に立ち向かう。
3. 一寸の兵器も携えず片手の力を用いずただ正理を唱えて政府に迫る。

以上の三つがある。この中で正しい人民の態度は3番であると説く。  
同様の考え方で、『学問のすゝめ』 6編では赤穂浪士の行動を批判。

(2) 『丁丑公論』 諸言 (明治10年脱稿) での発言。

「凡そ人として我が思う所を施行せんと欲せざる者なし。即ち専制の精神なり。・・政府の専制は咎むべからざるなり。・・・咎むべからざると雖も、之を放頓すれば際限あることなし。又これを防がざるべからず。今これを防ぐの術は、唯これに抵抗するの一法あるのみ。世界に専制の行われる間は、之に対するに抵抗の精神を要す。・・近來日本の景況を察するに、文明の虚説に欺かれて抵抗の精神は次第に衰退するが如し。・・

今、西郷氏は政府に抗するに武力を用いたる者にて、余輩の考えとは少しく趣を殊にする所あれども、結局その精神に至っては間然すべきものなし。

余は西郷氏に一面識の交わりもなく、又その人を庇護せんと欲するに非ずと雖も、特に数日の労を費やして一冊子を記し之を公論と名づけたるは、人の為に私するに非ず、一国の公平を保護せんが為なり。」

「抵抗の精神があれば、武力で政府に対抗しても良いのか？」  
これは、明らかに『学問のすゝめ』 7編の言説と矛盾する。

平成 26 年 3 月 15 日

大久保啓次郎

## 福澤諭吉の「丁丑公論」を読む

### ～西南戦争での西郷隆盛の「抵抗の精神」を称揚する～

#### ☞ 西郷隆盛（1827～1877＝明治 10 年）

1866 年、薩長同盟を結び、その後、戊辰戦争で指揮をとり江戸無血開城を果す。明治 4 年、明治政府に出仕し、参議となったが、征韓論をめぐる政変（明治 6 年）で辞任し、鹿児島に戻った。のち、明治 10 年、西南戦争を起こして敗れ、自刃した。

#### ☞ 西南戦争に於ける福澤の西郷に対する態度

福澤は、明治 10 年の西南戦争における西郷隆盛には、終始同情的であった。福澤諭吉と西郷隆盛とは生涯に於いて、互いに一度の面識もなかったが、西郷は福澤の著書を常に愛読して、常にその議論識見の卓越している事を賞賛していたし、又福澤は西郷の人物精神を尊重して、これを一世の人傑と認めており、両者の間には互いに敬慕の念があったものと推察される。

明治 10 年 2 月、西郷が兵を率いて鹿児島を発したとの警報があった時、福澤は筆を執って「西郷が兵を率いて暴発したのは不問に付する事は出来ないが、彼にも言い分があるのであろうから、その言わんとするところを聴かずして直ちに征討令を発するのは、維新第一の功臣たる西郷に対する処置としては甚だ忍びない」という建白書を出そうとしたが、時期を失して間に合わなかった。

そこで福澤は更に筆を改めて、「一時休戦して、臨時裁判所を開き鹿児島士族の名代人を召喚して、一般の傍聴を許した公開の法廷にて、その言わんと欲するところを述べさせ、公平至当の審判処分を下さん事を希望する」という趣意の建白書を認め、義塾の教員須田辰次郎に持参させ、中津士族 5 名の連署で、京都の行在所に捧呈させた。

福澤は、何とかしてこの戦争を最後の土壇場まで追い詰めぬ段階で、停止させようと努力したものと思われる。しかし西郷が自刃したため、西南戦争落着後、直ちに筆を執って「丁丑公論」を脱稿し、西郷隆盛の西南戦争での抵抗の精神を称揚した。

#### ☞ 「丁丑公論」とは

「丁丑」（ていちゅう）は干支であり、和暦「明治 10 年」、西暦 1877 年の事である。

福澤が、西南戦争鎮定後、直ちに筆を執って著述した、西郷擁護の論文である。

但し、時節柄、世間への公表を憚り、明治 34 年 2 月 1 日より時事新報に掲載した。

#### ☞ 「丁丑公論」 緒言

「凡そ人として我が思う所を施行せんと欲せざる者なし。即ち専制の精神なり。．．．政府の専制は咎むべからざるなり。．．．咎むべからざると雖も、之を放頓すれば際限あることなし。又これを防がざるべからず。今これを防ぐの術は、唯これに抵抗するの一法あるのみ。世界に専制の行われる間は、之に対するに抵抗の精神を要す。．．．近來日本の景況を察するに、文明の虚説に欺かれて抵抗の精神は次第に衰退するが如し。．．．今、西郷氏は政府に抗するに武力を用いたる者にて、余輩の考えとは少しく趣を殊にする所あれども、結局その精神に至っては間然すべきものなし。．．．」

余は西郷氏に一面識の交わりもなく、又その人を庇護せんと欲するに非ずと雖も、特に数日の労をを費やして一冊子を記し之を公論と名づけたるは、人の為に私するに非ず、一國の公平を保護せんが為なり。．．．」

#### ☞ 新聞記者は政府の飼犬に似たり

「．．．新聞紙上に記したるものを見るに、本年西南の騒動に及び、西郷、桐野等の官位を剥奪したるその日より、之を罵詈譏諷して至らざる所なし。その有様は恰も官許を得て人を譏諷する者の如し。．．．」

#### ☞ 西郷は立国の大本たる道德品行の賊にあらざるなり

「．．．今西郷は兵を挙げて大義名分を破りたりと云うと雖も、その大義名分は今の政府に対しての大義名分なり。天下の道德品行を害したるものに非ず。西郷が士族を重んずるは事実疑いなしと雖も、唯その氣風を愛重するのみして、封建世祿の旧套に恋々たる者に非ず。．．．(西郷が) 参議なりし時は廢藩置縣の大義にも与りて大いに力ありしは、世人の普く知る所ならずや。．．．西郷は決して自由改進黨を嫌うに非ず、眞実に文明の精神を慕う者と云うべし。」

#### ☞ 西郷の企ては唯政府の一部分を變革せんとするのみ

「．．．況やこの度西郷の挙動は日本の全国を殲滅するに非ず、又政府の全体を顛覆するにも非ず、僅かに政府中の一小部分を犯すのみの企てなれば、政治上の大風雨と名づけるに足らず。是等の事情をも吟味せずして徒に兵力専制の禍を恐るるは、狼狽のはなはだしき者と云うべし。．．．」

#### ☞ 政府に対する批判と西郷の企てに対する擁護

「．．．今の政体は廢藩置縣政令一途の旨に基づき3、5年以來となる改革もなくして、即ち当初西郷が自ら政府の顯官と共に謀りて定めたる政体なれば、僅か数年の間に自ら作りたるものを自ら破るの理あるべからず。．．．況や官の人とあれば劍をもって之に接し、政府の根底より枝末に至るまで之を顛覆殲滅して以て自ら快樂とするが如き無

情残酷に於いてをや、西郷の誓って行わざる所なり。・・・

・・・明治7年、内閣の大臣に外征を主張する者と内政を急務とする者と二派に分れ、西郷は外征論の魁にしてその見込みを屈せず、遂に桐野以下付属の将校兵卒数百名を率いて故郷に帰りたり。この時に西郷、桐野等は明らかに辞職にも非ず又免職にも非ず、部下の兵士もまた正しく除隊の法に従うに非ず、公然として首府を去りたれども、内閣に残る諸大臣は之を制止せずして黙許に付したることなれば、その景況は恰も陸軍大将が兵隊を指揮して鹿児島に行くというも可なり。・・・斯くの如く政府は薩兵の薩に帰るを許し、又その将校兵卒に俸禄を給与し、之に加える武器製作の場所をも殊更に該地に設けて暗にその権柄を土地の士民に付したることなれば、薩人の傲然として一方に割拠し、政府に対して並立の思いを為すは必然の勢いにして、その勢いは政府より養成したるものと云わざるを得ず。即ち乱の原因は政府に在りと云うて可なり。」

☞ 品格の相違（薩藩士族と同藩旧士族で現政府官員）は歴然たり

「・・・又薩の士人は古来質朴率直を旨とし、徳川の太平 250 余年の久しきも遂に天下一般の弊風に流れず、その精神に一種貴重の元素を有する者と云うべし。然るに該藩の士族にして政府の官員たる者は、漸く部下の悪習に倣い、妾を買い妓を聘する者あり、金衣玉食、奢侈を極める者あり、或いは西洋文明の名を口実に設けて非常の土木を起こし、無用の馬車に乗る等、郷里の旧を棄てて忘れたる者の如し。之に反して薩にいる者は依然たる薩人にして、西郷、桐野の地位に在るものにも衣食住居の素朴なること毫も旧時に異ならず。・・・」

☞ 斯くして内乱は勃発した！

「・・・等しく是竹馬の同藩旧士族、その東に入る者と西に入る者と生活の趣きを殊にすること斯くの如くにして、却ってその技倆如何を論ずれば、穎敏の才知に至っては東に対して譲る所あるも、活発屈強の氣力は西に十分に於いて、常に他を嗤笑する程の有様なれば、少年血氣の輩は忿懣に堪えず切齒扼腕し、在東京の薩藩人を憎み、之を憎むの余りに兼ねて又他の官員不品行なる者をも蔑視して、甚だしきは之を論評して人面獸心と云うに至れり。固より彼の私学校党の激論にして、よく人事の大勢を推考したるものに非ざれども、激論中自ら時病に中るもの少なからず。是亦乱の原因の一大箇条なり。

以上の如く乱の原因は枚挙してその原因は政府の方に在りと雖も、余輩は西郷が事を挙げたるを以って如何にも正理に適したるものと云うに非ず。蓋し西郷は智力と腕力の中間に挟まり、その心事常に決せずして遂に腕力に制せられたる者と云うべし。・・・」

☞ 西郷の罪は不学に在りと云わざるを得ず

「・・・嗚呼西郷をして少しく学問の思想を抱かしめ、社会進歩の大勢を解してその力を地方の一偏に用い、政權をば明らかに政府に歸してその行政に便利を与え、特り地

方の治権を取って之を地方の人民に分与し、深く腕力を蔵めて引て放たず、劍戟の鋒先を変じて議論の鋒先と為し、文を修め智を磨き、工を勤め業を励まし、隠然たる独立の勢力を養生して他の魁を為し、しかる後に彼の民選議院をも設け、立憲政体をも作り、以って全日本国の面目を一新するの大目的を定めしめならば、天下の未曾聞の美事と称すべきなり。・・・」

☞ 内乱の主原因は中央政府の「地方行政」に対する頑固一徹な専制政治

「・・・明治7年内閣分裂以来、政府の権は益々堅固を致し、政権の集合は無論、府県の治法、些末の事に至るまでも一切これを官の手握って私に許すものなし。人民は唯官令を聞くに忙しくして之を奉ずるに違あらず。新法の繁多にして人民の無頓着なること推して知るべし。・・・そもそも廃藩以来日本の士族流は全く国事に関するの地位を失い、・・・

・・・近來の景況を見るに、政府は毫もここに心を用いずして、只管直接の策に出で、士族に劍を礪ぐ者あれば政府は銃砲を造って之に当たらんとし、論客学者に喧しき者あれば律令を設けて之を禁止せんとし、・・・策の巧なるものと云うべからず。

・・・故に云く、西郷の死は憐れむべし、之を死地に陥れたるものは政府なりと。

・・・今回城山に籠たる西郷も、乱丸の下に死して快とせざるは固より論を俟たず、仮令い生を得ざるはその覚悟にても、生前にその平日の素志を述ぶべきの路あらば、必ずこの路を求めて尋常に縛に就くこともあるべき筈なれども、江藤、前原の前轍を見て死を決したるや必せり。然らば即ち政府は唯に彼を死地に陥れたるのみに非ず、又従って之を殺したる者と云うべし。西郷は天下の人物なり。日本狭しと雖も、国法厳なりと雖も、豈一人を容るるに余地なからんや。日本は一日の日本に非ず、国法は万代の国法にあらず、他日この人物を用いるの時あるべきなり。是亦惜しむべし。」

以上

☞ 「蛇足」

福澤諭吉は、「独立の精神」＝「抵抗の精神」と考え、政府の専制政治に対する西郷の抵抗精神を高く評価した。同様の考え方で、「瘠我慢の説」では、勝海舟が戦わずして（抵抗せず）江戸城を官軍に明け渡した事を捉えて、「三河武士の精神」を傷つけたとして、海舟を厳しく非難している。

一般的に考えれば、西南戦争で官軍に反抗した西郷は非難され、江戸城を無血開城した海舟は称賛される場所であるが、福澤諭吉の観点からすれば、西郷は称賛され、海舟は非難の対象となっている。（「学問のすゝめ」7編の福澤理論と矛盾しないか？）

しかも福澤は海舟とは咸臨丸と一緒にアメリカに行ったりして、生涯で三度の面談をしているが、西郷とは一度の面識も無いのである。人間の評価は鏡の表裏であり、海舟も福澤を厳しい目で見ているが、西郷は福澤の著書を読んで感銘している。尚、西郷と海舟は、薩長同盟や江戸城無血開城などで面談しており、肝胆相照らす仲であった。

平成 26 年 3 月 15 日

大久保啓次郎

## 『分権論』(明治 10 年 11 月発刊)の意義

～「中央集権」政府に「地方分権」の重要性を訴える～

福澤が西南戦争(明治 10 年 2 月～9 月)に直面した時期は、ちょうど、彼が「地方分権論」を成熟させていた時期にも当たっている。

福澤は西南戦争直前に脱稿した『分権論』(明治 9 年 11 月)において、中央における「政権」と地方における「治権」の分離を主張し、不平士族を「治権」の任に充てて、「自治の精神」を涵養する事が重要であると提言している。

この『分権論』は、その思想形成過程において、フランス人・トクビル著作の『アメリカのデモクラシー』が強く影響している。

(『福澤論吉全集』第 7 卷『分権論』の 267 頁～268 頁)

福澤が理想としていたのは、不平士族が地方自治を担うことで「自治の精神」を育て、暴発を防ぐことであり、鹿児島はその舞台として相応しいものと位置付けられていた。

西南戦争は、最大かつ最後の士族反乱となったが、明治 7 年には江藤新平が率いた「佐賀の乱」、同 9 年には前原一誠が率いた「萩の乱」と各地で小規模な士族反乱が続発し、鎮圧されていた。

『分権論』は「地方分権」を論じながらも、「不平士族に対する処方箋」として書かれている。

士族反乱の遠因としては、かつては士族が国を維持してきたのに、開国以来中央集権化が進み、国を維持することが出来なくなり、守旧派は過去を懐かしむが得られず、改進黨は未来を求めて得られず、その結果生じた不満にあるとされている。

ではどうすれば良いのか。ここで福澤の不平士族分析は「地方自治論」へと展開する。福澤は「国権」を二種類に分け、第一を「政権」、即ち立法、軍事、外交、徴税、貨幣鑄造など、「全国一般に及ぼす権力」とし、第二を「治権」として、警察、道路、橋梁(きょうりょう)・堤防の営繕、学校・社寺・公園、衛生など、地方毎の事情に応じて実施し、地域住民の幸福をはかるものとした。そして、「政権」は統一的に運用すべきだが、「治権」は地方によって貧富や習慣に違いがあるので、「分権」することが重要であり、「政権」は中央の政府に集合せざる可らず、「治権」は全国の各地に分たざる可らず、二権を併して集む可らず、

又これを併して散す可らず」と強調した。(『全集』第7巻264頁～274頁)

かくして、中央政府が「政権」を執り、地方の人民が「治権」を執り、相互に支え合うことで、「国安の維持」が決定され、はじめて公私の利害が集約されると述べ、「土族に提示すべき目標はこの「治権」しかない。」と強調する。

福澤は不平士族が向うべき方向を、目標とするところは「武力反乱」ではなく「地方自治への参加」と設定し、それによる「自治精神の育成」を期待していた。それは中央集権化をすすめる明治政府に対する異議申し立てであり、国際化の波が押し寄せる情勢に対応した呼びかけでもあった。

★福澤が不平士族に求めたのは「治権」への参画であり、それによる不満の解消と「自治の精神」の育成であった。

「地方の治権を取ってこれを地方の人民に分与する」のは、西郷の仕事ではなく、中央政府の仕事である、と福澤は言う。

「廃藩置県以来、土族に対して、ただ直接的に武力を持って弾圧し、言論を統制してきたのは誤りであり、政府は「民会論」をもって公議世論とし、これに土族を誘導すべきであったのであり、言論を自由にすれば腕力による反乱を防いで「平和に導く」ことが出来た。」(『丁丑公論』69頁～73頁の主旨)

★★ 西南戦争後、福澤が目指した民庶会議（民会）の設立は「自治」の具現化に向けて着々として進められ、それまで福澤が期待してきた鹿児島土族の「治権」への参与も実現への方向に向けて着実に進んだ。

★★★ 数年来福澤が期待してきた「地方自治」は大分や岡山、高知などで、一定の成功を示し、全国的な民権運動は高揚し、今や「人心」は国会開設に向いつつあった。

★★★★ このように、西南戦争は、自由民権運動の高揚にとっても、そして福澤の「国会開設論」の展開にとっても、重要な意義を残すことになった。

西南戦争直後に福澤が発刊した『分権論』は、国政及び地方自治に対して、重要な役割を果たしたと言えよう。



### 題 言

此書一編は、我社友隨時會席の茶話ちやばなしを記したるものにて左まで珍らしきことに非ず。但し炒豆いぢまめを食ひ茶ちやを吃くして文を論じ理を談ずるの際には、其語次、様々の事に互り、席散じて靜に考れば、今夕は果して何事を話したるやと、身躬みこうから之を知らざるが如きものあり。社友の間は唯歡娛自から適するの目的なれば是れにても差支なしと雖ども、千緒萬端勝手次第なる談話の中には、國權なぞの事も雜まじりて、文談と政談と雜駁し、萬世の理論と今日の權論と同時に發して、他人の之を聞く者は或は大に誤解せんことも計り難し。依て此雜話の中に就き、分權集權の事に少しく條理を立て、著書の體裁に綴りたるものなり。故に本編の著者は唯茶話の筆記者と認む可きのみ。明治九年十一月、著者記。